

○ 平成17年度生活保護関係予算案の概要

生活保護関係予算

平成17年度予算(案)

1兆9,366億円(+1,877億円)

(平成16年度予算額 1兆7,489億円)

1 生活保護費 1兆9,230億円(+1,741億円)

(1) 生活保護費負担金

1兆9,207億円(+1,823億円)

ア 保護費負担金(被保護者の扶助費)

1兆8,933億円(+1,826億円)

- ・母子加算の見直し
- ・高校修学費用の給付
- ・多人数世帯の基準額適正化等
- ・老齢加算の段階的廃止(2年目)

イ 施設事務費負担金(保護施設の運営関係)

274億円(▲ 3億円)

(2) 生活保護指導監査委託費(都道府県・指定都市本庁の
監査指導職員の配置)

22億円(0億円)

(3) 生活保護費補助金 0億円(▲ 82億円)
(セーフティネット支援対策等事業費補助金に統合)

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金(新規)
136億円(+ 136億円))

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立・就労に向けた様々な支援サービスを一体的に実施し、地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的とし、新たな補助金を創設。

※ 本補助金は、既存の生活保護費補助金、地域福祉関係事業費、ホームレス対策事業費等を統合・再編

(事業内容)

- ・自立支援プログラム策定実施推進事業
実施体制整備事業、自立支援サービス整備事業
- ・生活保護適正化事業
認定事務適正化事業、医療扶助適正化事業 等
- ・地域社会安心確保事業
地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業 等
- ・ホームレス対策事業
ホームレス自立支援事業、ホームレス総合相談推進事業 等

平成17年度生活保護基準の見直しについて

1 母子加算の見直し [参考1]

- 平成17年度については、子どもの年齢要件の見直しを図る。
(18歳以下 → 15歳以下へ引き下げ)

※ これにより、16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯については、母子加算の支給対象外となるが、生活水準が急激に低下することのないよう配慮し、3年かけて段階的に廃止。

〔 1級地基準額
23,260円(16年) → 15,510円(17年(案)) 〕

- なお、15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯については、平成18年度以降、自立支援プログラムの定着度合等を見据えつつ、支給要件、支給金額等の見直しを検討。

2 高校就学費用の給付 [参考2]

- 生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、新たに高等学校への就学費用を給付。
- 学用品費、交通費、授業料等を給付。なお、給付水準については、公立高校における所要額を目安に設定。

〔 公立高校 平均 13,000円程度
私立高校 平均 19,000円程度 〕

3 多人数世帯の基準適正化

- 生活扶助基準が多人数になるほど割高となっていることを是正。
 - ・ 第1類費 4人以上世帯に逡減率を導入(3年計画)
〔 4人世帯:0.95 5人以上世帯:0.9 〕
 - ・ 第2類費 4人以上世帯の基準額を抑制
〔 4人世帯:60,230円 → 57,410円(△2,820円) 〕

4 若年層の1類費年齢区分の見直し

- 20歳未満の若年者について8区分に細分化されている1類基準について、乳幼児、幼児、小学生、中学生以上の4区分に簡素化。

平成16年度1類基準額(1級地-1)

(月額・単位:円)

年齢区分	0歳	1～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～40歳
基準額	14,970	21,790	26,950	32,030	36,450	44,010	47,310	42,010	39,970



年齢区分の簡素化

平成17年度1類基準額案(1級地-1)

年齢区分	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270

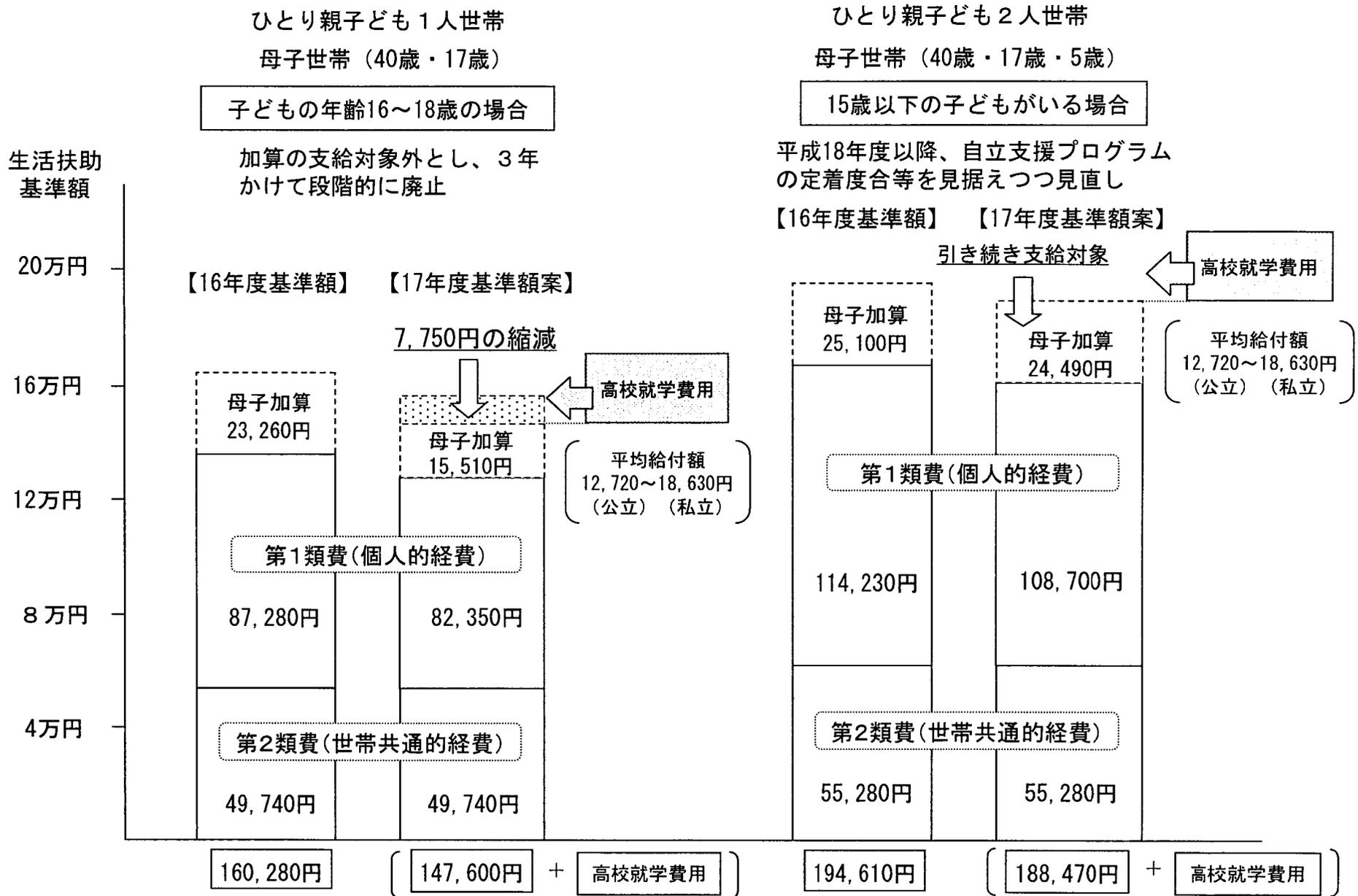
5 高齢加算の段階的廃止(2年目) [参考3]

- 平成16年度からの3年間で段階的に廃止。

〔 1級地基準額
9,670円(16年度) → 3,760円(17年度(案)) 〕

母子加算の見直しについて

[参考 1]



注 1) 1類基準額、2類基準額及び老齢加算は1級地-1の額である。
 2) 2類費には冬季加算 (VI区×5/12: 2人世帯 1,670円・3人世帯 1,990円) が含まれている。

高校就学費用の給付内容（案）

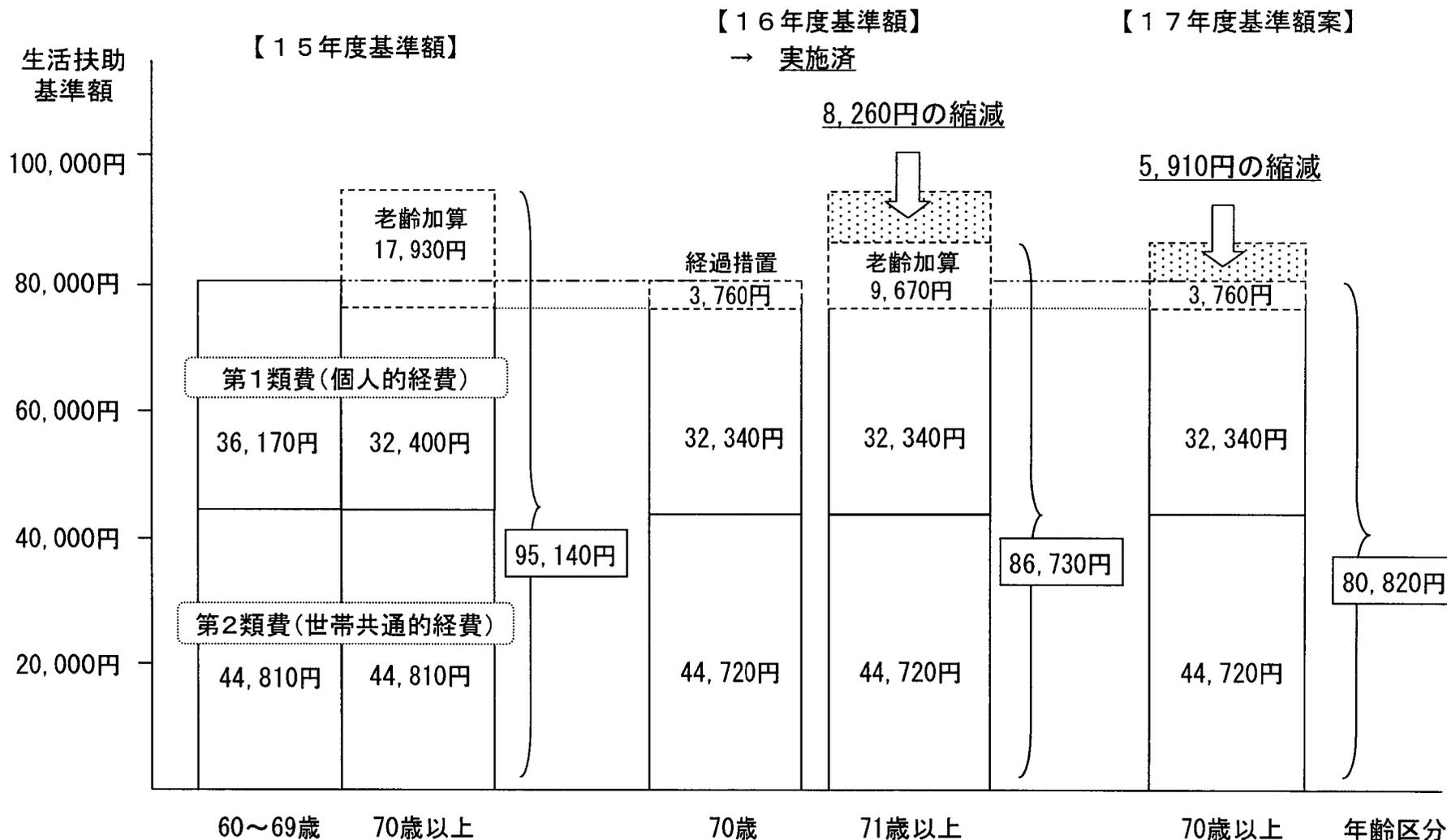
[参考2]

費 目	主 な 内 容	基 準 額 (案)
学用品費等	学用品費、通学用品費等	月額 5,300円
学 級 費	学級費、生徒会費等	月額 1,560円
通 学 費	通学のための交通費	実 費 支 給
授 業 料	授業料	公立高校授業料相当額
入 学 料	入学金	公立高校入学料相当額
入学準備金	学生服、カバン、靴等	61,400円以内
受 験 料	入学考査料	公立高校受験料相当額
教 材 費	教科書、副読本的図書等	実 費 支 給

老齡加算の段階的廃止について

[参考3]

<年齢別基準額と老齡加算の関係>



注1) 1類基準額、2類基準額及び老齡加算は1級地-1の額。
 2) 2類費には冬季加算(VI区×5/12: 1,290円)を含む。

新規に70歳になる者について
60歳代の水準を維持

ハローワークとの連携等による生活保護受給者の就労支援事業の実施

趣 旨

生活保護受給者の自立支援プログラムの一環として、福祉事務所とハローワークの連携や、無料の職業訓練の拡充により、就労を支援する。

事業内容

(ア) 就労支援コーディネーターによる基本的な就労支援（新設）

ハローワークに生活保護受給者のための就労支援コーディネーターを新設（全国で100名配置）し、福祉事務所担当者と共同で、面接などを通じ対象者の状況把握と生活保護受給者に適用する就労支援メニューの選定、誘導等を実施

就労支援メニューの内容

- ・ ハローワークにおける就職支援ナビゲーター等による支援
- ・ ハローワークにおける公共職業訓練の受講のあっせん
- ・ ハローワークにおける民間での教育訓練の受講勧奨（訓練費用は生業扶助を活用）
- ・ トライアル雇用等一般雇用施策の活用

(イ) 就労支援メニューの提供

① 就職支援ナビゲーター等による就職支援

ハローワークにおいて、きめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して実施する生活保護受給者のための就職支援ナビゲーターを配置する（全国で52名拡充）等により、支援を実施

② 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施（新規）

生活保護受給者向けに、就職の準備段階としての基礎的知識・マナー等に関するプレ訓練と実際の就職に必要な具体的技能・知識を習得させるための職業訓練をセットにした「プレ訓練付き職業訓練」を、都道府県に委託して新規に実施する（訓練費用は無料）ことにより職業訓練受講機会を拡大するとともに（全国で1,500人分）、ハローワークにおいてその受講をあっせん

ハローワークとの連携等による生活保護受給者の就労支援イメージ

